

平成29年10月6日

日本関税協会大阪支部 殿

総務部長 田中正彦
(公印省略)

「大阪税関システム障害時における暫定取扱要領【民間利用者用】」の
大阪税関ホームページへの掲載について

日頃から関税行政へご協力いただきありがとうございます。

輸出入・港湾関連情報処理システム及び税関システムのシステム障害により、システムを利用した税関手続きができない場合における、システムによる税関手続きが利用できるまでの暫定取扱要領として、本年10月の第6次NACCSへの更改を反映させた「大阪税関システム障害時における暫定取扱要領【民間利用者用】」を、大阪税関ホームページの「お知らせ」に掲載することとしました。

つきましては、日本関税協会大阪支部会員様へお知らせいただきますよう、よろしくお願ひします。